



岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和7年11月6日（木）岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
生活衛生課	食品指導係	山田	内線 3419 直通 058-272-8280 FAX 058-278-2627

ノロウイルス食中毒注意報を発表しました ～ “正しい手洗い” を毎日の習慣に！～

例年、冬季にはノロウイルスを原因とする食中毒が多発する傾向があります。

県内でも、11月に入り、ノロウイルスによる患者を多く含む「感染性胃腸炎」の患者報告数が増加していることから、注意喚起を行うため、本日付でノロウイルス食中毒注意報を発表しました。

1 発表日

令和7年11月6日（昨年度の発表日は令和6年11月28日）

2 発表理由

県内の定点医療機関当たりの「感染性胃腸炎」が前週と比較し2週続けて1.1倍以上となったため

週	定点当たり報告数*	増加係数
第42週（10/13～10/19）	4.78	0.74
第43週（10/20～10/26）	6.11	1.28
第44週（10/27～11/2）	8.30	1.36

※岐阜市を含む県内27か所の定点医療機関での「感染性胃腸炎」報告数（患者数）により算出

3 発表期間

発表日から令和8年3月31日まで

4 注意事項

- (1) 石けんを使用した流水での手洗いを徹底しましょう。
- (2) 食品を十分に加熱しましょう（中心温度85～90℃で90秒間以上）。
- (3) 調理器具類を十分に洗浄消毒しましょう。
- (4) 調理する方は体調管理を徹底しましょう。
- (5) 嘔吐物は適切に処理しましょう。

“正しい手洗い” を毎日の習慣に！

（岐阜県公式ホームページ）

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/456219.html>



<参考>

発表条件（ノロウイルス食中毒注意報及び警報発表に関する運営要領より抜粋）

2 注意報発表

(1) 注意報の発表

注意報は、原則として、10月1日から翌年3月31日（注意報発表期間）までの間に、次のいずれかの条件を満たし、かつ健康福祉部長が必要と認める場合に発表するものとする。

ア 県内でノロウイルス食中毒が1ヵ月以内に2件以上発生した場合

イ 県内の感染症発生動向調査における定点医療機関当たりの「感染性胃腸炎」報告症例数が次の条件のいずれかを満たす場合

(ア) 前週と比較し2週続けて1.1倍以上の場合

(イ) 前週と比較し2倍以上の場合

〔岐阜県の食中毒の発生状況〕

（令和7年11月5日現在）

	本 年			昨年同期		
	件数	患者数	死者数	件数	患者数	死者数
岐阜県	25（10）	802（652）	0（0）	16（10）	473（433）	0（0）
内 岐	21（8）	748（601）	0（0）	11（6）	235（200）	0（0）
市	4（2）	54（51）	0（0）	5（4）	238（233）	0（0）

※カッコ内はノロウイルス食中毒の内数